

加古川市立平岡東小学校『学校いじめ防止基本方針』

2018年8月改定

1. いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定することとする。

（いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が意識を高め、協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- （5）学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認め合い、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に対し、T・Tや少人数教室などのきめ細かい学習方法を用い、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成熟感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間を要して、人を大切にする心や道徳実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることに気付かせるよう指導する。そして、いじめられている「被害者」の側に立った指導を行う。人の不幸を笑うのではなく、人の頑張りを認める心の育成をめざす。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りを推進する。

- ①学級開き、学期の始めに教師から「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う。「いじめは犯罪であり、いじめは絶対に許されない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師から宣言する。
- ②いじめ防止ポスター・標語等を掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③地域総がかりでいじめの防止を促進する。
中学校区連携ユニット 12 推進事業・小中学校合同補導の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④道徳的実践力を育成する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ①一人一人が生き生きと活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ②コミュニケーション能力の育成
学級指導の中で、ディベートやソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。(ソーシャルスキルカルタの活用等)
- ③児童相互が認め合える活動の工夫
 - ・ぼかぼかハート週間 (学期 1 回)
 - ・わいわい交流遠足 (年度始め)
 - ・ペア学級交流
 - ・異学年交流 (委員会活動・クラブ活動)
 - ・運動会や音楽会、マラソン大会
- ④体験活動の推進
環境体験学習や自然学校などの体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。
- ⑤平和学習の推進
広島～宮島への修学旅行で平和について学んできたことをまとめ、パネルディスカッションで 5 年生に伝える。また、命の尊さや戦争について、自分たちの考えた平和宣言を発表し、平和を愛する心を養う。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けて取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 校内作成の「生活アンケート」を各学期末に1回の計3回、「心の相談アンケート」を通して全児童に行う教育相談と「学校生活に関するアンケート（アセス）」を1学期末1回、2学期末1回の計2回行い、児童の悩みや満足感、人間関係を把握する。気になる児童やアセス結果で数値が低い児童に対しては、「いじめ対策委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）」で情報を共有し、対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② スクールカウンセラーによる心の相談日を設定し、気になる児童の保護者へは直接相談を勧め、相談しやすい体制を作る。
- ③ 人権参観日を年間1回設け、ネットによるいじめなど学年に応じた授業を学年全体で行う。また、保護者の感想を学年便り等で発信していく。
- ④ 児童と担任教師によって交わされる日記や個人ノートを積極的に活用し、児童の内面理解や信頼関係作りに努める。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題解決にあたる。
- ② いじめに関する情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全とプライバシーを最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同罪であるということを指導する。
- ④ 少年愛護センター・教育相談センター・家庭センター・警察等の関係機関と連携協力する。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアをするために、カウンセリング担当教師、養護教諭等が相談を行ったり、スクールカウンセラーやメンタルサポーター等とも連携を取ったりしながら、いじめられている児童に寄り添った支援を行う。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きたときは、早期に家庭に連絡し、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、最近の家庭での様子や友人関係についての情報を収集する。
- ② 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4. いじめ問題に取り組みための校内組織

「いじめ対策委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）」

校内・校外で問題行動を起こした児童や不登校傾向・欠席や遅刻が多い児童、学校生活に関するアンケート（アセス）による結果で、「非侵害的關係」や「友人關係」等の項目が低い児童についての情報共有・交換及びその対応策について協議をする会を毎月1回開催する。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも参加してもらう。情報を共有し、全教職員で見守っていけるように周知する。

5. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合は、校長の最終決定に従い、以下の対処を行う。

- (1) 校長の決定で、24時間以内に「校内特別いじめ対策組織」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した旨を加古川市教育委員会に速やかに報告する。
- (3) 加古川市教育委員会と協議の上、(1)で設置した組織で協議を行う。
- (4) (1)で設置した組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 調査結果については、いじめを受けた児童・その保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) いじめ解決の最終判断は校長が行い、(1)の組織を解散する。

6. その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する設置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2) 学校評議員会の活用

保護者や地域住民から組織される学校評議員会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域一体となって解決する取り組みを行う。

2018年度 生活指導計画

いじめ対策委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）

1 重点目標

- ・自己指導の力を身につける子どもを育てる。
- ・『自立』（自らの考えに基づいて判断し、自身の力で生きること）、『共生』（他者の自立を尊重し、個人が相互に理解し支えあうこと）を大切にできる子どもを育てる。

（1）自己指導の力とは

その時、その場で、どのような行動が適切であるか自分で決めて、実行する力。

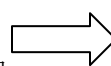
『正しい判断力』と問題を積極的に解決する『意欲』の2つの要因を含む。

※自己指導の力を形成する能力

- ①情報を選択し、自分の生き方を方向付ける能力
- ②自分の保有するさまざまな解決の方法を繰り出して問題を解決する力
- ③さまざまな情報の中から、必要なものを選び自信と勇気をもって決定する能力
- ④自分の思い通りにならない状況に陥っても、感情を統制し冷静に状況を判断する力
- ⑤人との関わりを意識的につくる能力
- ⑥他からの指示や知識に頼るのではなく、自分で考えることのできる能力

（2）どのような行動が適切か 判断基準

- ・自分がされて嫌なことはしない。
- ・他人のためになり、自分のためにもなるという行動。



- ・共生の心
- ・自他を大切にすること

（3）児童が自立できるように

自分のとった行動に対してきちんと責任をとるという経験を積み重ねていく。自己決定のみに重点をおかない。責任をとる経験で自身の判断力が養われていく。

2 基本方針

- （1）明るく楽しい生き生きとした学校生活を送るための基本的な生活習慣づくりの定着と健全育成の深化。
- （2）児童一人ひとりを大切にされた対話による指導の充実。人間的なふれあいに基づく指導の充実。

(3) 愛情と厳しさのある指導姿勢の確立と、学校・家庭・地域社会・関係機関との連携を密にした指導の推進。

(4) 機能としての生活指導

児童の自己指導能力を育てるために、生活指導を教科指導、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、休み時間、当番活動等あらゆる学校教育の場で「機能」させていく。

(5) 個性を生かした学級経営

自己指導の力を養うには、問題行動や適応上の問題を抱える一部の児童に対してではなく、全ての児童を対象にしている。担任は、一人一人の児童に全教育活動を通じて

『自己有用感を与える』『自己決定の場を設ける』『共感的な

人間関係を育てる』の三機能を作用させていけるように、個性を生かした学級

経営を工夫していく。

(6) 全職員による校内指導体制の充実・学年での協調

生活指導は一貫性や同一性の原理に支えられている。職員間の共通理解を深め、同一歩調で指導にあたっていく。

3 方法

子ども自身に自己指導の力を身につけさせる生徒指導であること。



1. 行動させることを通して指導する。(為すことによって学ぶ。)
2. 自分のとった行動は「責任」が伴うことを教えていく。
3. 自分の頭を使って自分の責任のもとに決定することを積み上げていく。
4. 自分の判断・根拠が言えるようにする。
5. 異なる意見を受け入れる方法を教える。
(相手の意見を聞き入れる経験を積み重ねる。)
6. 現実に直面させ、共感する心を育てる。
(事実こそ訴えるものがあり、学ぶべきことが多くある。)

(1) 基本的な生活習慣づくりと家庭との連携

- ・指導のポイントをしぼり、判断基準、行動規範を身につけさせる。

しつけの三本柱 ①あいさつ ②返事 ③靴揃え+椅子しまい
+④言葉づかい

- ・『あいさつ運動』の推進（児童会・生活委員会を中心に）
- ・給食マナーの指導
- ・生活委員会を中心に生活目標の設定し、学級・学年・学校全体で徹底を図る

(2) 学習指導と学級づくり

- ・わかる学習、指導方法の創造
- ・なんでも話せる学級づくり。当番活動・係活動による学級の組織づくり。
- ・いじめ・万引きについて、学級指導・個人指導を中心に話を積み重ねる。

(いじめについては、後に詳細を記載)

(3) 道徳教育の推進・こころの生活指導の推進

- ・人間の生き方・道徳性を主とし、道徳的心情を高め、基本的な行動や礼儀作法を理解させるような充実した時間にする。
- ・子どもたちのこころの見える部分である、言葉・行動を正すだけでなく、見えない部分のこころを育む生活指導教育を目指す。

《こころを育てる生活指導》

A. 『意志』を育てる。

- ・物事をやり遂げさせる、やり続けさせる。

(目標に向かってがんばっている児童に「できましたか？」と聞かない。結果を聞かずに、「続けていますか？」と聞いてあげる。結果がついていたら、たっぷり褒めてあげればよい。)

B. 『知』を育てる。

- ・判断力を育てる。子どもたち自身に善悪の物差しをつくらせる。

(悪いことをしてしまった児童がいた場合、「それで、いいですか？」と問い詰めていく。「ダメでした。」と言えば、「どこが、いけないのですか。」と子どもに戻し、考えさせる。また、より子どもたちの判断力を養うために、結果の及ぶ範囲を予想させるのも効果的である。)

C. 『情』を育てる

- ・感情の動きが活発かどうかを観察する。

(4) 学校行事、クラブ、児童会、委員会活動としての集団行動

- ・実践を通して、自主性、集団の一員としての役割、健全な心身の発達をはかる。
- ・音楽集会 愛校作業
- ・やりがいを持たせるクラブ活動
- ・自主的な計画による児童会・委員会活動

(5) 不登校児童の早期発見と対応

- ・教育相談の充実
- ・養護教諭との密な連絡
- ・専門機関との連携

《早期発見のために》

- ・2日連続欠席の場合は必ず電話連絡をする。
- ・3日連続は家庭訪問を行う。様子を管理職・学年・不登校担当に相談する。対策を話し合う。
- ・「心の相談アンケート」「学校生活に関するアンケート(アセス)」「生活アンケート」を実施し活用する。
- ・スクールカウンセラーによる心の相談・不登校担当との教育相談を勧めたり、活用したりする。

《対応》

- 不登校発生→管理職・学年・不登校担当に連絡・相談
- 担当が事情を聞く(児童・保護者)
- 原因の究明、対策を練る(情報の共有・方針の決定&共有)
- 学年、委員会、担任歴のある教師を中心として対策をさらに練る
- 登校刺激が必要と判断されると、不登校担当を中心に適宜チームを結成する。
- ※保健室登校の活用(休ませないことを最優先・社会的自立を目標に)

《登校刺激》

- ・家庭からの承諾を得てから迎えに行く。
- ・基本的に家庭との連絡窓口は担当が行う。
- ・当該児童に合わせて適宜チームを結成する。できるだけ少人数で結成する。
- ・不登校担当は可能な限りチームに入る。(記録→報告→対策を練る)

※担任のフォローを学年の先生方、専科の先生方、管理職の先生方に協力を要請する場合があります。ご協力をお願いします。

(6) 地域ぐるみの生活指導

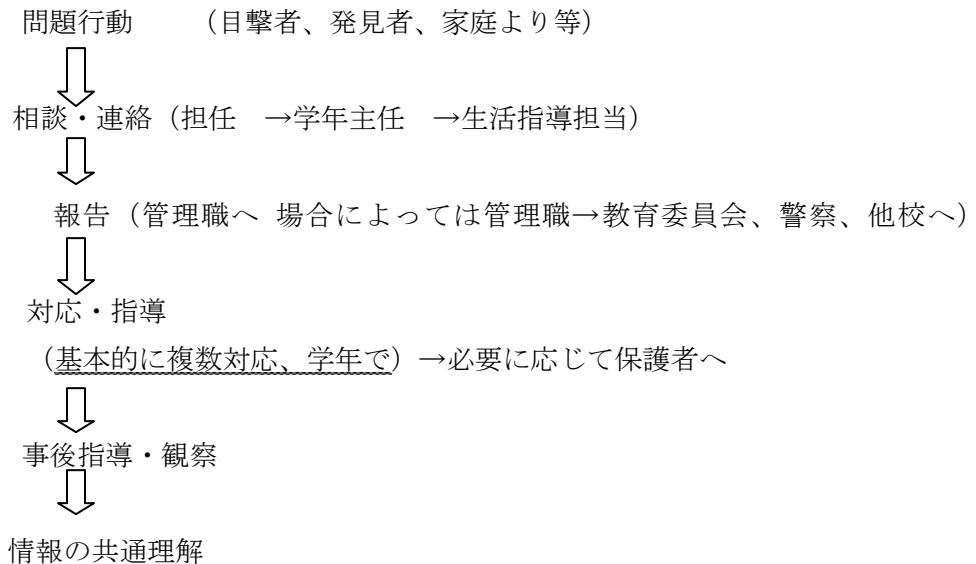
- ・連絡帳・家庭訪問を有効に使い、家庭との連携を密にする。
- ・PTAとの登下校時の通学指導、下校指導の充実
- ・補導員・PTA愛護部員との補導活動、情報交換をすすめる。

(7) 職員の意思統一と協力体制づくり

- ・事例研究を通し、教師の指導力の向上と共通理解をはかる。
- ・毎月、いじめ対策委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）での話し合いにより共通理解を図り、今後の対策についても検討する。
- ・職員の共通理解をはかるべき事項は職員会議にて連絡する。

(8) 問題行動発生時の対処

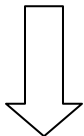
◇職員全体の複眼的な目で問題行動の防止と早期発見を目指す。



4 目標

(1) 自己指導の力を身につける子どもを育てる。

『自立』（自らの考えに基づいて判断し、自身の力で生きること）、『共生』（他者の自立を尊重し、個人が相互に理解し支えあうこと）を大切にできる子どもを育てる。

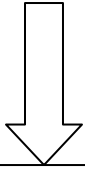


- ・すべての子どもを対象に「学級経営」「学年の協調」を基盤に取り組む。
- ・「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」

◆「学校が楽しい」とする児童を90%以上にする。

(2) 基本的な生活習慣を身につけさせる。

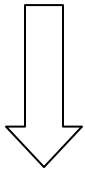
・年間を通して継続的に、粘り強く指導する。



- ◆明るく元気なあいさつをする児童を90%以上にする。
- ◆呼ばれたら「はいっ！」と返事ができる児童を90%以上にする。
- ◆履き物の踵をそろえる児童を90%以上にする。
- ◆立ったら椅子をしまう児童を90%以上にする。
- ◆正しい言葉遣いをする児童を90%以上にする。

(3) 不登校の現状改善

・不登校を出さない学校、学年、学級づくりに努める。
・不登校傾向の児童には・・・複数職員で対応する。
専門機関の助言を受ける。



- ◆欠席日数 年間30日未満を目指す。

5 年間目標

年間を通して、以下の4つを指導していく。その他に生活委員会で決まったことを月ごとに各クラスに紹介し、生活目標として守るよう広げていく。

- ①気持ちのよいあいさつをしよう！
- ②「はいっ！」と返事をしよう！
- ③正しい言葉づかいをしよう！
- ④くつのかかとをそろえよう！

《生活指導体制の充実に向けて》

☆早期発見に向けて 『攻めの生活指導』

- (1) アンテナを高くして児童の様子を観察する。
 - 担任・専科により日常の観察を行う。
 - 服装・言葉遣い・持ち物などの変化には特に注意する。
- (2) 問題が起こりやすい休み時間などの時間帯に児童の様子をチェックする。
 - 教師がいることで問題を防ぐ可能性がある。
- (3) 保護者・地域と良好な関係を築けるよう努める。
 - まずは朗らかな挨拶から始めましょう。
- (4) 「心の相談アンケート」「学校生活に関するアンケート（アセス）」「生活アンケート」、原稿野などを活用して児童の内面理解に努める。

☆早期対応に向けて 『チームワークの強化』

- (1) 学年で子どもたちの様子を相談・報告し合う機会を多くする。何かあったときはすぐに複数対応できるようにする。→1人で抱え込まない。
- (2) いじめ対策委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）で情報交換を行い、学校全体の共通理解に努める。

※保護者に連絡する方法は、連絡帳、電話連絡・家庭訪問など様々あるが、問題の重要性、緊急性を十分考慮する。重要な案件の場合は可能な限り家庭訪問を行う。

《いじめ問題について》

1. いじめの定義

「いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）」

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. いじめを早期に発見するために、次のような配置をとる。

A. 担任・専科による日常生活での観察

※サインを見逃さないようにする。いじめは見えにくい。

- ①表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態
でいる。視線を合わせるのを嫌う等。
- ②服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあと
がついている等。
- ③身体：顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。
登校時に身体の不調を訴える。顔がむくむ。青白い等。
- ④行動：ぼつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多
くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りさせられる。
プロレスの技を仕掛けられる等。
- ⑤持ち物：持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を
持っている等。
- ⑥周囲の様子：人格を無視したあだ名を付けられる。（○○菌など）
よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が
起きる。（わーとはやしたてる。）机を離す。

B. 10日、20日、30日目の累積欠席報告

C. 「心の相談アンケート」「学校生活に関するアンケート」「生活アンケート」の実施（基本各学期に1回）

基本的に全校生にアンケートを実施する。集約をして、その資料を今後の指導に役
立てる。いじめの程度がひどいと判断された場合、学年で相談し、生活指導担当に報
告。その後、管理職に報告して対策を立てる。また、気になる点は学年のいじめ対策
委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）担当に報告。いじめ対策
委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）で話し合う。

D. その他、各学年やクラスでの取り組みがあれば

取り組みを生活指導委員会に紹介し広めていく。例えば、ひとりぼっち調査を
実施してもよい。

《方法》

- ①業間に誰と過ごしていたかを手を挙げさせる。
- ②1週間程度続ける。
- ③いつも手を挙げない子を重点的に見ておく。
- ④周りの子への聞き取り調査をする。
- ⑤本人に声をかける。

※ひとりぼっちの子が教室でうかないように気をつける。

3. 対策

担任が発見したとき、子どもからの訴え、保護者からの訴えがあったときは、直ちに解決のために行動をとる。

①担任はその日のうちに学年で相談し、担当者に概略を報告する。

管理職に直ちに報告する。

②必要であれば、報告から24時間以内に会議を開き、方針を決める。

開始する。休み中はできる限りのことをする。様子を見るという対策をとらないように。

③5日以上たっても改善が見られないときは、別途方針を立てる。

※発見、子どもの訴えをどのように拾っていくか。

「継続的なもの」「程度がひどいと判断されるもの」を学年で相談。

4. 指導の原則

①問題の発見・解決には一刻・一瞬を大切にし、早期に対応する。

②問題には全教職員が一致して当事者として対応する。

③問題が発生したら解決を確認するまで追求する。解決の確認は校長があたる。

④本委員会で審議のうち、個人名・家庭の事情等必要と見なされるものは、非公開とする。

⑤問題は全職員が共通理解する。

⑥問題の対応は複数で対応する。

いじめ早期発見チェックポイント

《早期発見に向けて》

- 早期発見には、命と人権を大切にした学級・学校づくりが大切であること。
- 日頃から教職員と児童生徒の好ましい人間関係の構築に努めること。
- いじめは、教職員や大人には気付きにくいところで行われ、発見されにくいことを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し見逃さないこと。
- 多方面から複眼的な情報を得ようとする事。

《いじめが起きやすい・起こっている集団》

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあったりする。よくゴミが散乱する。
- 班にすると、机と机の間にすきまがある。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 自由にグループ分けすると、特定の児童がいつも残る。
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 自分たちだけのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 教職員の見えないところで、授業中手紙を回したりする。
- やんちゃ者がはびこっていて口出しできない雰囲気がある。
- 教職員の言葉を素直に受け入れられず、言葉尻をとって逆らおうとする雰囲気がある。

《いじめている子》

- 他の子どもたちに威嚇する表情をする。
- グループで行動し、他の子どもに指示を出している。
- 特定の子どものみ強い仲間意識を持っている。
- 教職員によって態度を変えている。
- 多くのストレスを抱えている。
- 教職員がいなくて悪いことをよくしている。
- ずるいところがある。
- あからさまに教職員の機嫌をとる。
- 活発に活動する児童をねたんで敵対心を持っている。
- 言葉がきつい。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- 他人は自分より幸せそうだと思っている。

《いじめられている子》

①日常の行動・表情の様子

- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻・欠席が増える。
- ときどき涙ぐんでいる。
- おどおどしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 身体の具合は悪くないが保健室に行きたがる。
- 友だちに悪口を言われても言い返さないで愛想笑いをする。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。

②授業中

- 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。
- 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- グループにすると机を離される。
- 教職員が褒めると、冷やかされたり、陰口を言われたりする。

③休み時間

- 一人でいることが多い。
- 遊び仲間が変わった。
- 遊んでいるときに特定の相手に必要以上に気を遣う。
- 教職員のそばにいたがる。

④給食時

- 食べ物にいたずらされる。
- 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 給食の量が減ったり食べなかったりする。
- 好きな食べ物を他の子どもにゆずっている。

⑤掃除の時間

- 一人で掃除している。
- 重い物や汚い物を持たされたりすることが多い。

⑥下校時

- 用事がないのに下校しようとしなない。

⑦その他

- 本意でない係や委員に無理やり選出される。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 服に靴の跡がついていたり、破れていたりする。
- 手や足に擦り傷やあざがある。
- けがの状況と本人が言う理由が一致していない。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 不必要なお金を持ったり、友だちにおごったりしている。

《いじめを許さない学級づくりの視点》

①年度初め

- 「いじめをしない、させない、ゆるさない！」と宣言しましたか。
- 「いじめは犯罪であり、いじめは絶対に許されない」と宣言しましたか。

②日々の観察

- 毎日、子ども一人一人の表情に気を配っていますか。
- 子どもの服装やそぶりの変化に気を配っていますか。
- 机の並び方や掲示物、教室内のゴミに気を配っていますか。
- 子どもの日々の変化に気づくために、具体的な手立てをうてていますか。

③教育活動全般

- 学級づくりで悩んだとき、一人で抱えこまずに同僚などに相談していますか。
- 子どもたちの居場所・出番づくりを心がけていますか。